

遠野市市営建設工事等暴力団排除措置要綱

17096_制 定

21077_一部改正

(趣旨)

第1条 この告示は、市営建設工事等の契約の適正な履行を確保するため、有資格者又は有資格者の役員等が暴力団関係者であること又は暴力団関係者を利用していること等が判明した場合における指名除外等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事の請負、設計、調査及び測量業務の委託並びに道路、河川及び下水道等の維持管理業務の委託並びに建設資材等の納入をいう。
- (2) 有資格者 遠野市営建設工事入札参加資格者要綱（平成20年遠野市告示第132号）の規定に基づき、建設工事等の競争入札に参加する者をいう。
- (3) 有資格者の役員等 有資格者が個人又は法人の場合は、その役員（非常勤役員を含む。）及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。
- (4) 暴力団 その団体の構成員が集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団の構成員又は暴力団に協力若しくは関与する等これと交わりをもつ者をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格者を指名停止するものとする。

(指名停止の通知)

第4条 市長は、前条の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約からの除外)

第5条 市長は、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。

(建設工事等妨害の際の措置)

第6条 市長は、建設工事等を受注した者が当該建設工事等に関し暴力団関係者により妨害を受けた旨の申出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(関係機関への協力要請)

第7条 市長は、この告示に基づく措置を実効あるものにするため、関係機関の積極的な協力を要請するものとする。

(警察との連携)

第8条 市長は、警察との密接な連携の下に遠野市市営建設工事契約予定者選定委員会に諮問し、その答申を受けて的確な対応をするものとする。

2 市長は、別表の措置要件に該当すると思われる情報提供があったときは、警察に当該情報の確認を行うことができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、建設工事等から暴力団関係者の排除に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日告示第77号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

措 置 要 件

措 置 要 件	期 間
1 有資格者若しくは有資格者の役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が有資格者の経営に実質的に関与しているとき。	当該認定をした日から6月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 有資格者若しくは有資格者の役員等が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する等しているとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
3 有資格者若しくは有資格者の役員等が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	
4 有資格者若しくは有資格者の役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	
5 有資格者又は有資格者の役員等が暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用する等しているとき。	